

都市景観における屋外広告物に関する ガイドプラン

令和3年3月5日
大阪市屋外広告物審議会

1 道頓堀地区について

- ・現在、道頓堀地区は、大阪らしい華やかな街並みを連想させる観光スポットとして、1年中、国内外から観光客が多く集まりにぎわいを創出する人気のエリアとして、注目を浴びている。

(背景)

- ・1626年頃、芝居小屋を道頓堀に移転させたことを契機に、道頓堀が芝居町として発展。
 - ・明治時代、道頓堀には道頓堀五座（浪花座・中座・角座・弁天座・朝日座）と呼ばれる芝居小屋が立ち並び、豪華な看板の設置や造り物、さらに呼び声や音曲など、にぎやかな気分を演出する装置があふれ、それらの看板を目当てに、芝居を見ず「看板看（かんばんみ）」という道楽さえ生み出されていた。
 - ・第二次大戦以降、近世の職人による伝統継承や近世大坂の「つくりもの」を連想させる巨大看板の設置が増加。
 - ・道頓堀五座が立ち並んでいた街並みという歴史的背景から、また、近世大坂の「つくりもの」から生まれた特徴的な町人文化の展開から、巨大な造形物が好まれ、現代の巨大看板による集客が図られてきたと思われる。
 - ・観光客が多く大阪ミナミに集まる理由の一つは、これらの巨大看板を「看板看」の感覚で集まっている可能性がある。
- ・2025年の大阪・関西万博に向けて、国内外からさらなる観光客の増加が見込まれることから、道頓堀地区は、大阪を代表する象徴的な地区としてさらなる注目を集める可能性がある。

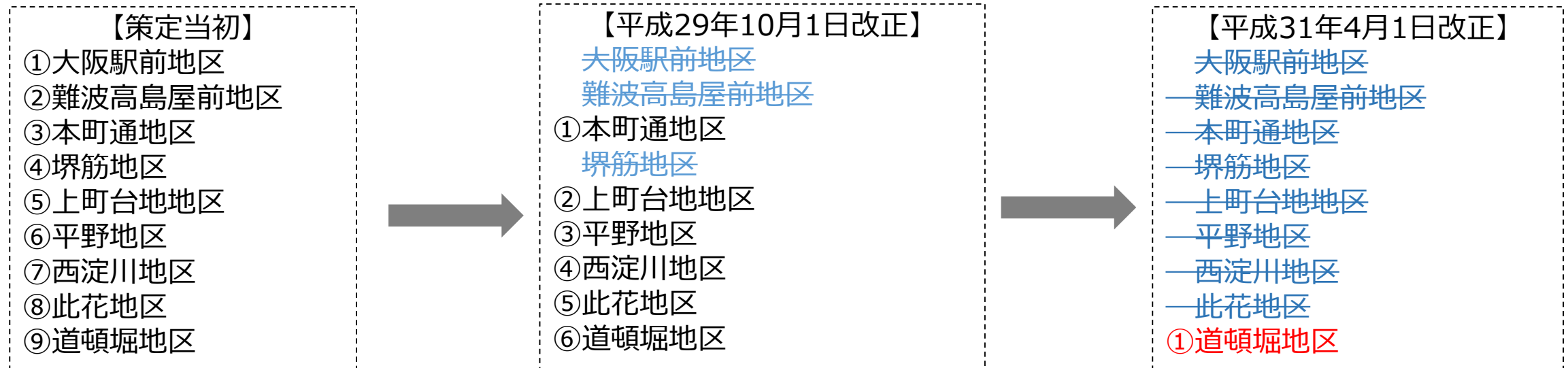
2 ガイドプラン策定・経過

本市では、道頓堀地区のこれまでの背景を考慮し、「都市景観における屋外広告物に関するガイドプラン」を策定し、道頓堀地区の規制緩和を行っている。

●ガイドプラン策定の目的

都市の多様化や社会環境の変化に伴い、それぞれの地区特有の景観が形成、一律の規制では、それぞれの地区特有の景観実態に合わない面がみられるようになってきたため、地区特有の景観実態を考慮し、その地区に合った掲出方法、基準を策定することとした。

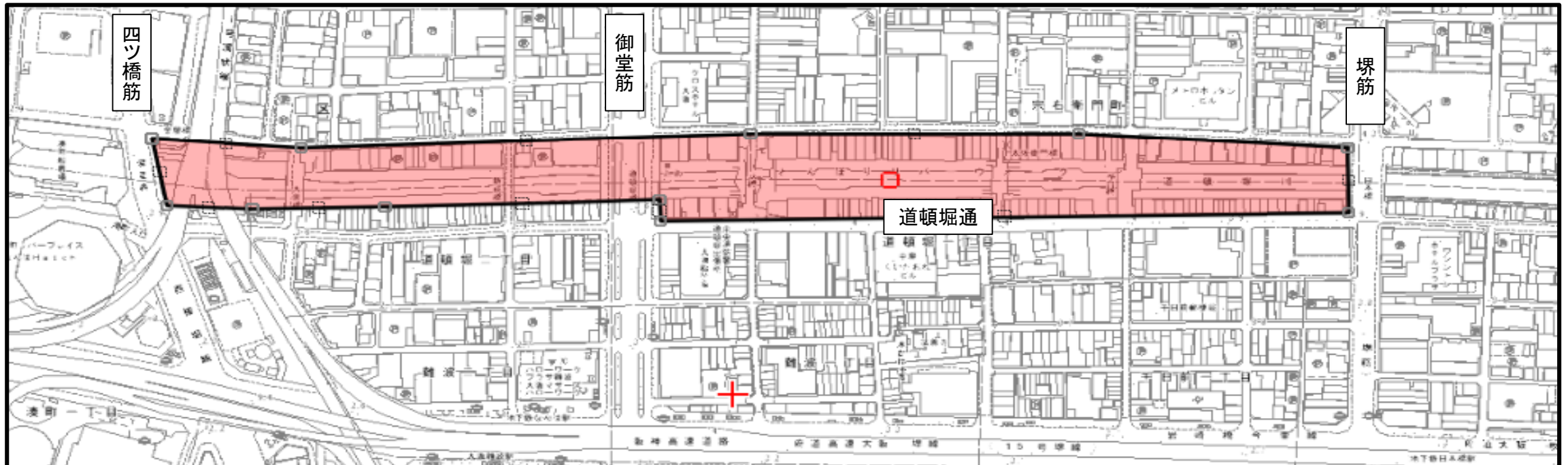
昭和62年4月1日	ガイドプラン策定 当初9地区で実施開始（道頓堀地区以外は、通常の規制より厳しい誘導基準）
平成29年10月1日	景観計画の改定により、重点届出区域が指定されたことを受け、 大阪市屋外広告物条例施行規則及びガイドプラン改正（3地区廃止）
平成31年4月1日	街並みの変化により、指定地区特有の景観が見られないため、ガイドプランを改正し、5地区を廃止。



3 ガイドプラン（道頓堀地区）の範囲

地区範囲：道頓堀川沿い（四ツ橋筋東側～堺筋西側）
道頓堀通（御堂筋東側～堺筋西側）

イメージ：「大阪を代表する繁華街として明るく華やかな街並みに」



4 ガイドプラン（道頓堀地区）の基準

種類	現行許可基準	道頓堀地区
屋上広告塔	建築物の高さの2/3以下	同左
屋上広告板	建築物の高さの2/3以下	同左
壁面利用、壁面版	(1) 表示面積は取り付け壁面の1/3以下 (2) 窓または開口部をふさがない (3) 壁面の端からはみださない	・表示面積は1/2以下、ただし、道頓堀川に面する壁面とそれに隣接する壁面のうち1面までは4/5以下とする。 ※御堂筋、堺筋に面する面は大阪市景観計画に定める重点届出区域の基準を優先。 ・(2)、(3)は同様 ・建築物のラインと調和 ・一壁面内に複数の広告物を設置する場合は秩序化を図る。 ・広告物側面を広告物として利用しない。
地上塔	(1) 高さ20m以下(商工業) (2) 高さ10m以下(住居)	(1)と同様(商業地域)
地上版	高さ5m以下	同左
突出し看板	(1) 路面から下端まで高さ2.5m以上、 路上への突出幅1.0m以内(歩道幅4m未満) (2) 路面から下端まで高さ2.5m以上、 路上への突出幅1.5m以内(歩道幅4m以上) (3) 路面から下端まで高さ4.5m以上、 路上への突出幅1.0m以内(車道) (4) 路面から下端まで高さ2.5m以上、 路上への突出幅1.0m以内(国道(歩道))	・(3)と同様
オブジェ(物体)		・立体的な表示は壁面利用に準じ、高さ、占用幅は突出看板に準じる。

※道頓堀地区は「大阪らしい街並みの創出」という観点から壁面利用及び壁面版の規制緩和を行っている。

【大阪市道路占用許可基準（抜粋）】

（突出看板の占用）

第25条

- （1）～（3） （省略）
- （4） 看板の最下部と路面との距離は4.5メートル以上とすること。（以下省略）
- （5） 突出幅は1メートル以下とすること。（以下省略）
- （6） 平板又は単純な箱型とし、厚さ0.3メートルを超えないこと。ただし、構造上やむを得ない場合にあっては0.6メートル以内とすることができる。
- （7） （省略）

6 課題について

- ・巨大看板については、基準に基づき許可を行っている看板があるものの、基準に合致せず許可ができない看板もある。
- ・大阪万博開催に向けて、道頓堀地区は、大阪を代表する繁華街として明るく華やかな街並みを連想される観光スポットとして、看板も含めて、国内外から、さらなる注目を集めていく可能性がある。
- ・巨大看板を含む道頓堀地区の看板について、その取り扱いについてどうすべきか、審議会でご意見を伺いたい。